

「見聞諸家紋」群の系譜

秋田 四郎

はじめに

一 既発表の論文 及び その概要

い、「安斎随筆」「群書備考」「見聞諸家紋考」「日本紋章学」

ろ、「見聞諸家紋について」「紋盡」

は、室町幕府文書「見書諸家文」

二 「見書諸家文」「見聞諸家紋」群28冊の統計学的解釈

三 指定9項目の一次評定

四 系譜の概要

(「見聞諸家紋」の系譜図表)

五 指定9項目の二次評定

(「見聞諸家紋」群28冊の各本毎に論評を行う)

おわりに

はじめに

「見聞諸家紋」は、「群書類集 卷四百廿四 武家部 廿五 見聞諸

家紋」に採録されて良く知られ、日本最古の紋帳として有名であるが、

本来は、室町幕府文書「見書諸家文」を祖本とする写本群で、「国書総目録」「古典籍総目録」「叢書総目録」によると現在27冊の写本群がある。

これらの所在を調査した所、「国書総目録」に記載の丸山文庫本が散逸しているだけで、26冊の「見聞諸家紋」群が現存し、「三目録」に未記載の2本が無窮会図書館にある。

これら28冊について、先学の論文を弁え、論考を進めたい。

一 既発表の論文 及び その概要

い、「安斎随筆」「群書備考」「見聞諸家紋考」「日本紋章学」

「見書諸家文」系については見るべき論文は無く、「永正本 見聞諸家紋」の写本者立雪斎について、「安斎随筆」に「立雪斎ハ安芸毛利家ノ人繁澤氏也當時ノ故実也」とあり、26本無窮会聞本の「後書」及び「見聞諸家紋考」がこれを引用し、17本安斎本の後書には「布引雪斎」と書かれている。典拠を確認できないが本論文は繁澤立雪斎を使用するものとする。

「群書備考」には石村貞が、「その紋章の正否往々にして疑われてい

る」と伝聞を記している。

「日本紋章学」*ナニシキヨシヨシヨシヨシには沼田頼輔が、「見聞諸家紋は印行の際、心無き畫工のために、紋章の形状は、当代の風に改作せられて、真を伝ふるもの少なしといへども、紋章の根本的形状には、尚加工せざりしが故に、先づ東山時代の形態を伝えたるものと見て不可なかるべし」と述べている。

筆者は、28冊の家紋を総見するに、「その所載する紋章201紋中、156番「諏訪氏紋」にのみ明らかに誤紋が存在するも、201紋は家紋の変遷や写本者の立場などを現して、史料的价值は高い」とすべきものと思考する立場にある。

そもそも家紋は、家に定紋・替紋・翳紋・幕紋・乱れ紋その他の別があり、沼田頼輔は学士院恩賜賞の「日本紋章学」に、秀吉の桐は、陣羽織り紋に用いた「五三之桐」のほかに一五種類の「桐」があり、又、家紋には時代的変遷もある事を論じている。

例えば、複雑紋である155番多田「獅子牡丹」の紋型は、紋意が牡丹と獅子にあり、「佛陀釈迦（牡丹・神・王）に仕え守る佛母麻耶（獅子・守護神）」*中洲一田ヤシヨシ強盛・滝澤齋守を意味し、江戸時代より以前は、紋意に基づき獅子の表情が柔和である事が特徴である。

徳川氏が猛々しい獅子の紋様を日光・高野山の廟堂に用い世に流行する事になるが、この場合は紋意が異なり、或は紋意の忘却であろうか、「勇猛なるもの」を現している。

牡丹は「二蕾三花」から「一蕾一花」まで変化する。何れも家紋「獅子牡丹」である。

単純紋である156番諏方神家「三葉梶」は、「見査諸家文」の写実的なものから現在の幾何学的なものにまで変化する。紋の大部分が簡單幾何化し、また一部は華麗幾何化する事は洋の東西をとわぬ。また同時代でも画型の細部が異なる事もある。

従って、「紋章の正否」を言うに「写し画の細部の同否」を以てするのは、日本の「紋章学」のために、真に、残念と言うより他はない。

沼田頼輔は、「日本紋章学」の日本の当時（大正15年）の現状について「国民の家紋に関する知識は極めて幼稚にしてその名称すらこれを知らざるものあるに至る。豈慨嘆に堪ふべけんや」と述べたが、現在の国民の紋に関する知識はどうであろうか。

紋章の研究には「紋章学」を知ることが前提であると思考するものがある。

ろ、「見聞諸家紋について」・「紋盡」

小泉宜右は、昭和44年 岩崎小弥太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』下巻に「見聞諸家紋について」という論文を発表し、更に嗣永芳照は、昭和51年 百年社から、新井白石が書いた「紋盡」に「解説」を付した冊誌を「紋盡」として発表し、小泉宜右の論文を敷衍し新解釈を進めた。

小泉宜右は、「見査諸家文」「見聞諸家文」に採録された武家名に着目し、その諸家紋の大部分を見聞し収集した時期を、騒乱初期三年以内で「応仁之乱」中 文明二年一四七〇八月四日以前であると結論して、

「応仁之乱」一四六七に際し東西両軍を識別するために、室町幕府評定所が編纂した紋帳である事を論証した。

嗣永芳照は、編纂主任者を代々の幕府政所代 蜷川親元 一四三三―一四八八であろうと、採録された武家名から詳細に解釈したが、特に、紋家名「伊勢貞親・蜷川」の書き方に注目した事は示唆に富む。

しかしながら、親元は、仕えた政所執事 伊勢貞親が乱の前年文正元年一四六六九月失脚して、黒衣の宰相と言われた相国寺李瓊らと共に近江に逃れ、騒乱の初期、応仁元年一四六七から文明二年一四七〇の三年間は兩人共に在京していない。以後、貞親の歿する文明五年一四七三まで近江に陰棲していたと推定される。

乱中、評定所に縮小されていた政所の一切、特に軍事に関しては管領細川勝元の裁量下にあったと思考するのが適切である。

そして、管領細川勝元が執事伊勢貞親を追放したにしても、歴代の政所職・政所代職である伊勢・蜷川両家の者全てを追放したわけではないから、近江にいた両名は「見審諸家文」の編集について知らされ又助言していたと考える事が出来る。

乱の概ね治まった文明五年一四七三一月、貞親が若狭で歿した後帰京した親元は、八月四十一才で、政所執事 伊勢貞宗の政所代になり、その後、幕府文書の整理や守護との交渉などに当たったが、「見審諸家文」に再び関わったものと思ふことができる。

従って、編纂指示者 管領細川勝元のもと、諸家紋の収集・編集は、応仁之乱の初期に終わり、諸將に配布したり写させたりもさせた事であるろう。そして、新たに執筆したかどうかを別にして、評定所にあった或

は数編の「見審諸家文」を最終的な整理にあたり、祖本「見審諸家文」とした者を政所執事代 蜷川親元とするのが至当であると考察するものである。

細川家は歴代の管領家であり、伊勢家蜷川家は共に幕府の有職故実家にして、尊氏時代以来深い姻戚関係にあり、和歌を良くし、又、書を嗜む家であった。

小泉宜右は、10冊の「見審諸家文」「見聞諸家紋」を論の対象としているが、自ら「時間不足のため、各写本の厳密な対校もせず、きわめて雑駁な論述に終始してしまつたが」と後書きしたが、「二、写本の系統」の解釈の一部に誤があり本論文で明らかにしたい。

嗣永芳照は、17冊の「見審諸家文」「見聞諸家紋」を論の対象とし、紋の画型の異同を論じ、写本群の系譜を書いているが、自己初見の「白石本」の綺麗さに陶醉して本質を見逃した所があり、画型の古今にわたる変遷の基本的解釈を付加して考察することが必要で、10本「白石本」を最善本とする系譜には賛同し兼ねる点がある。

小泉宜右は、「各本間にも紋様の相違が甚だしく、紋の正否については疑義が存するも（正否の論証が無く自ら「紋章学については全くの門外漢である」と言っているから、「石村貞説」を引用したと考えられる）なお室町時代研究の一材料として利用し得る」と消極的に「室町時代研究の一材料」と述べ、嗣永芳照は、「歴史的に精確な図形が要求される紋章の二々が図示されているものとしては、本書が最も古く、その史料価値に比肩する存在は他にない。それ故本書は、広くは武家故実、殊には家紋の研究に不可欠の史料」と「殊には家紋の研究に不可欠」と広

義に積極的に述べている。紋様の意義・画型の時代的変遷を考慮すれば、本論文は「小泉宜右の説」を捨て「嗣永芳照の説」に組する。

なお、経見する「見聞諸家紋」によつて「見聞諸家紋」群に対する見解に差異が生じる事は、本論文の系譜をもつて明かとなるが、従つて、「足尾を以て象を論じる」の誤を冒さない事が大切である。

は、室町幕府文書「見叢諸家文」

小泉宜右・嗣永芳照の論文は、「見叢諸家文」「見聞諸家紋」の理解に一時期を画するものであり「編集時期・編者」を論じたが、これは12本「書陵部松岡本」の写本原本「右稿本」に「足利將軍時代於評定所改之書類是」として既に記述していたものを論証したものであり、いずれも祖本「見叢諸家文」が室町幕府文書であると述べるものである。

幕府が正式に將軍麾下の諸氏に、書面をもつて家紋の提出を求めたものであったら、「見叢諸家文」の文書名は「東山殿諸家文」となつたのであろう。

しかし、室町幕府文書というには些か拙速の謗りを弁えたのであろうか、「見叢」の語を標題に付して「兵馬倥偬の間に見たり聞いたりして書いた」ものであるという言い訳をしたと推測する。

なお補足すると、「見叢諸家文」の「叢」は、音が「もん」訓が「きく」で、「孔子廟堂碑々文」の他に使用例は無く*三澤 上野 堀野、評定所は「見聞」の意味の軽さに対して幕府文書としての重みを加えるために、敢えて、難漢字「叢」を使用したものと思考される。さすが、

幕府名門の作と言うに相応しい。

本論文は、1本「佐々木本」が最も古型を保持し祖本室町幕府文書「見叢諸家文」を忠実に写本したものであると考察する立場にある。

二 「見叢諸家文」「見聞諸家紋」群28冊の統計学的解釈

小泉宜右・嗣永芳照の論文は、二者ともに「見聞諸家紋群の系譜」についての論証が不十分であり、そのために誤る所が存在している。

誤りを生じた原因が各本・各紋の対校によつて系譜を見出だそうとする「正攻論法である直接法 多三段論法」によつた点にあると思考するが、一冊に約261紋の写本28冊延べ約七三〇〇紋を総見するに、実は写本者は、忠実に写本したものと、善本と判定した原本を中心に経見した家紋の画型を参考としながら、自身が最善とする写本を完成した形跡が認められるものがある。

従つて、次第に解説や紋が増え、画型が変遷し、一部に他本の紋が混同し、和紙一枚の紋順は同じであるが、誤綴により全体の紋順が異なるものも生じている。

これらを「正攻論法である直接法」によると、論理の藪の中に入る。藪の中に入るのを避けるには、大局的に見る「迂回論法 間接法」を用いる他はない。

画型に諸要素の混在する標本（紋帳・画型）群の似否（系譜）の判定をするために、「間接法 帰納論法を用いる統計学的方法」である、指標（パラメーター）群による似否の判定法を用いる。

写本群「見善諸家文」「見聞諸家紋」の28冊が、室町幕府評定所編集の祖本「見善諸家文」に対する系列及び作成時期を検討・考察をするの便に供するため、「指標」として次の評定指標項目を用いる。

帰納論法を用いる統計学的方法ではパラメーターの良否が判定の成否を左右する事を注意すべきである。

① 将軍家三紋の表記と「御紋由緒」と「解説」などの「冒頭形式」新旧何れか。

② 総紋数・総家数。紋順の型。5番松皮菱・武田菱・125番岩田氏紋・202番折正氏紋の有無（紋番は、「見聞諸家紋」群28冊の通し番号で、一本の順により「二引領」紋を1番、松皮菱紋と武田菱紋を同5番とし、抜紋を含み最終石井氏紋を261番に、紋家名番は、将軍家を1番とし、抜紋家を含み最終石井氏を308番とする）何れか。

③ 名16番吉見氏の表記が肉太大書の「吉」と、「吉見」の何れか。

④ 22番設楽30番楠232番宇津木242番若槻159・160番大河戸の「填墨菊紋」の弁数が16弁と少数弁の何れか。大河戸氏の261番「縁取り菊紋」は古型と新型の何れか。

⑤ 36番長彌155番多田156番諏方の画型が正誤何れか。

⑥ 「杏葉紋」「鷹羽紋」が古型か江戸型の何れか。

⑦ 184番安部の桐花数は「乱れ五五」と「五五」と「五七」の何れか。

⑧ 古型画法「填墨紋」が主体の紋帳と新型画法「縁取紋」が主体の紋帳の何れか。

⑨ 画型の秀・優・良・可の判定。「見聞諸家紋」群との関係その他。
以上の比較的に知られ判定し易い9項目を評定するものとする。

三 指標9項目の一次評定

28冊の写本群の「項目9評定」第一次評定は、項目毎の単純記述で大量となり紙数の徒費となるので省略するが、自ずから、混交していた各評定項目の玉石がウエイト（荷重・重み）の差として判明してくる。

ウエイト第一は②紋順で、写本のグループピングができ、ウエイト第二は①冒頭様式で、写本のグループ及び写本の古新の系譜を序列化し、次に他の項目のウエイトは平滑化し、それらが系譜の序列化を裏付ける。第一次評定により序列化した系譜に基づき、先ず、誘導された系譜の概要を「系譜の概要」で述べ系譜を描き、「指標9項目の二次評定」で各紋本の第二次評定を論じて誘導された系譜の解説を行う。

四 系譜の概要

最も古型を保持し、失われた祖本「見善諸家文」を忠実に写したと推定されるのは、1本佐々木本である。やや拙写・拙画・拙筆である点は許容されよう。

1本「佐々木本」は、「佐々木本紋順」で編集され、画型は主として「古型画法填墨紋」で描かれている。

「佐々木本紋順」・「古型画法填墨紋」主体のものは7紋本あり、1本「佐々木本」及び1本そのものの写本3紋本、その他系「見善諸家文」5本「内閣善本」と、「永正本」系「見聞諸家文」である6本「神

宮本」・7本「東大本」で、これら7紋本は祖本室町幕府文書「見番諸家文」の古型を良く保持しているものと考察される。

6本「神宮本」以下の「見聞諸家紋」群は「永正本」と称し、6本神宮本から9本「蜷川本」までの4紋本は、失われた「永正本」の原本「立雪斎自筆本」の古型を良く保持していると考察される。

これら4紋本は後書が三字で、うち3本には「下書了(くだしがきおわんぬ)」とあり、「永正本」の原本「立雪斎自筆本」には、後書に「立雪斎下書了」と書かれていたと推察される。

8本「静嘉堂本」と9本「蜷川本」は同じ誤綴があり「蜷川本紋順」となる。

9本「蜷川本」から画型が「新型画法縁取紋」主体で描かれる19紋本があり、後書が「立雪斎下書了」と書かれず、10本「白石本」からの「立雪斎書了(かきおわる)」と書かれる8紋本と、17本「安斎本」から「イ本」系と称され「立雪斎下書(したがきす)」と書かれていた11紋本とに分類される。

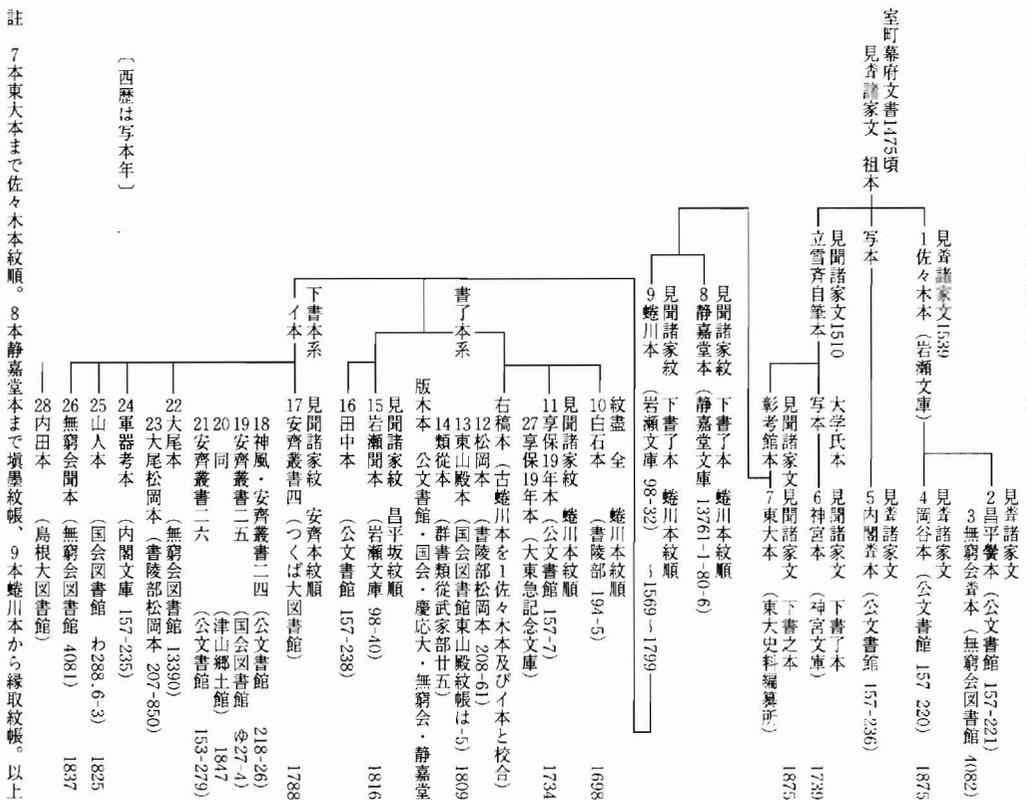
「立雪斎書了」本は、「蜷川本紋順」のもの6紋本と「昌平坂紋順」の2紋本とに分類され、「イ本」系「立雪斎下書」本は11紋本ともに「安斎本紋順」である。

祖本室町幕府文書「見番諸家文」の冒頭に特筆される將軍家「御紋由緒」
「柘者根本安家之文也而八幡殿貞任御退治以後御上洛之時依被願申下賜此桐文」

は紋本の古新に従って4種の冒頭様式に変化している。

「見聞諸家紋」群28冊の系譜を示せば、図1の通りである。

図1 「見聞諸家紋」群の系譜



註 7本東大本まで佐々木本紋順。8本静嘉堂本まで墳墓紋帳、9本蜷川本から縁取紋帳。以上

五 指標9項目の二次評定

写本を装丁した表題を「標題」、写本の表題を「内題」とする。

1本「標題」ナシ、「国書総目録」に「紋画」。

「岩瀬文庫 No.3962-f-100」

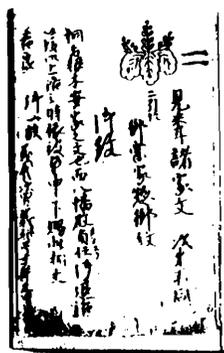
「内題」「見書諸家文」。

(佐々木本)。

〔特記〕

① 佐々木秀勝の自筆本で、「見書諸家文」「見聞諸家紋」群の現存する28写本の最古本で、唯一の室町時代本である。

〔図12〕 「佐々木本」冒頭様式



冒頭様式の◎「足利將軍家紋」及び◎「御紋由緒」◎「解説」は、次の通りである。

將軍家の使用三紋を並立する○「將軍家三紋型」で、

1番二引領に「二引領紋」、

2番御当家惣御紋に「乱れ桐紋」、

(論者註、定紋の使用は厳密にして多用せず、替紋として多花の桐紋を將軍旗幟調度などに使用した。多花の桐紋を「乱れ桐紋」と称する。太閤秀吉もこの例に習っている。)

3番御紋には將軍家定紋「五七桐」を畏敬し空紋としている。

注意すべきは、1番「二引領紋」二引領が「見書諸家文」編集終了後に追加記入されている事である。紋順1番としたが実は將軍家々紋としては番外なのである。

案ずるに、「一引領」「二引領」は、戦闘に際し目印として旗や矢盾に墨を引いたもので一族を象徴する性格の家紋では無いと言う見解があるが、これを傍証する。

「見書諸家文」の冒頭様式の『1番「二引領紋」編集終了後追加記入』と『3番御紋畏敬空紋』とは、これを判読出来なかつた立雪齊や白石らの写本者達を混乱させて、両者の写本に祖本と異なる冒頭様式の提案をする原因になったと考察される。

◎「御紋由緒」は御紋にだけ

「桐者根本安家之文也而八幡殿貞任御退治以後御上洛之時依被願申下賜此桐文」

と記載され、「解説」は無く、簡潔にして明快である。

この「御紋由緒」を、○「古型由緒」と呼ぶことにする。これに対し、三つの○「変型御紋由緒」がある。

○「改訂イ型由緒」として、「願」を「望」に一字改訂して、

「桐者根本安家之文也而八幡殿貞任御退治以後御上洛之時依被望申下賜此桐文」

○「改訂口型由緒」として、「文・願」を「紋・望」に二字改訂して、「桐者根本安家之紋也而八幡殿貞任御退治以後御上洛之時依被望申下賜此桐紋」

○「新型由緒」として、更に、「安家」を「安倍家」にし、「貞任御退治以後」を除き、

「桐者根本安家之紋也而八幡殿御上洛之時依被望申下賜此桐紋」

「貞任御退治以後」を除いたのは、「新型由緒」には「解説」が付帯し「貞任御退治以後」を解説しているからである。

「変型御紋由緒」には、何れも「御紋由緒」の「解説」が書き加えらる事になる。

② 256紋、302家が記載され、44番杏葉紋が欠名（紋は有り家名の無いもの）であるが、2本以降の「見聞諸家紋」群27冊の基本型を成す。

1本の紋の順番を「佐々木本紋順」と名付けるが、「佐々木本紋順」は、本分家のグループなどを崩さない紋順となっている。

1本に記載されていない3番御紋2番松皮菱・武田菱91番疋田125番岩田202番疋正は、6本「神宮本」で91番疋田が、7本「東大本」で202番疋正が、9本「蛭川本」以降で5番松皮菱武田菱125番岩田が書き加えられて、261紋、306家の「見聞諸家紋」群の総紋家が集成される。ただし、10本「白石本」15本「岩瀬聞本」16本「田中本」に5番武田菱紋が採録されていない。

1本には、少数の紋家に官職とルビその他が添え書きされるが、極めて少ない。

③ 名16番吉見を「吉」と一字太書しているが、当時の「一字尊称家」を特に示したと推定される。

吉見氏は源範頼の嫡流*御母系であり、開幕当時の当主吉見頼行は尊氏女を室としていたが、系譜上の家格は足利將軍家より上であった。家譜に家紋「五七堂桐」とある。

④ 22番設楽30番楠132番宇津木242番若槻261番大河戸らの「菊紋」はすべて16弁で、259番大河戸氏の「縁取り菊紋」は「填墨菊紋」の解説と考えられる（5本のみ「縁取り菊紋」に「下」の注があるが、この事を注意しているのであろう）。

「菊紋」の古型である「十字の三回重ね」の特徴を表示している。

⑤ 36番「長彌氏紋」の画型は正。これに対し、「長彌氏紋」の画型を異る「見聞諸家紋」の一グループがある。

155番多田「獅子牡丹紋」と156番諏方「三葉棍紋」の画型は正しい。しかし、「獅子」が崩れている。「牡丹」は一書二花である。

これに対し、7本「東大本」以降、156番諏方と155番多田を同一とする誤を冒す。

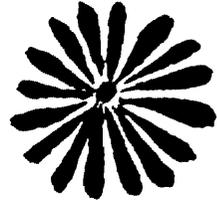
⑥ 「杏葉紋」が古型である。「鷹羽紋」の248番中村は最古型の「縦線黒縞」、171番田村、178番美馬は古型「黒縞」であり、江戸型「三線縞」のものはない。

⑦ 「安部氏紋」が乱れ「五五桐に安」で書かれている。

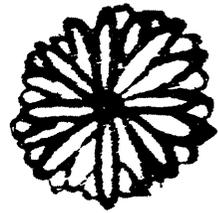
⑧ 古型画法「填墨紋」を主体としている。これに対し、「見聞諸家紋」は大部分が新型画法「縁取紋」で描かれる。

⑨ 画型は拙であるが、写本の忠実さが読め、応仁之乱中、室町幕府評定所が編纂したとされる「見聞諸家文」祖型を示す現存写本とはほぼ確定できる。

〔紋画―1〕 「填墨菊紋」



〔紋画―2〕 解説「縁取り菊紋」



〔紋画―3〕 最古型「縦線黒縞」



〔紋画―4〕 古型「黒縞」



〔紋画―5〕 江戸型「三線縞」



これに対し、「見聞諸家紋」群は「見書諸家文」の理解を深めるために、次第に解説的性格を強めている様は、また、「時代の故実」を反映しているものとして意義深い。

〔後書〕「天文八年卯月十九日」1339.4.19. 佐々木秀勝 判

2本〔標題〕「諸家紋盡」見聞諸家紋。

〔内閣文庫 No. 社20353-1-157-221〕

〔内題〕「見書諸家文」。

〔昌平夔本〕

〔特記〕

① 1本の完全に等しい写本である。秀勝の花押の虫喰いを写している。冒頭等は、1本に同じ。

② 紋家数・紋順③吉④菊⑤多田⑥鷹⑦安倍⑧填墨等は1本に同じ。

④ 「菊紋」の弁数がへり、12弁が多くなり13、14、15弁がある。これらは写本の不注意に因り起りやすい誤りである。259番大河戸氏の「縁取り菊紋」は1本同様、「菊紋」の古型である「十字の三回重ね」の特徴を示している。

240番吉田の紋型が書き掛けのため1本と異なる。

⑨ 1本の精密な写本である。

蔵印は、「昌平坂学問所」「日本政府」「内閣文庫」の三印がある。

函号は、157-7から157-221に変わっている。

〔後書〕「天文八年卯月十九日 佐々木秀勝

右紋盡し一巻原本堀口源義君の蔵する所なり佐々木秀勝の自筆にして希世の珍書なり

3本〔標題〕「見聞諸家紋」 〔無窮会図書館 4082〕

〔内題〕「見書諸家文」。 (無窮会蔵本)

〔特記〕

① 1本の完全に等しい写本である。秀勝の花押の虫喰いを写している。冒頭等は、1本に同じ。

② 紋家数・紋順③吉④菊⑤多田⑥鷹⑦安倍⑧填墨等は1本に同じ。ただし、259番大河戸の「縁取り菊紋」は、「十字の三回重ね」の特徴を省略し「二回重ね」表示している。

現在、「御紋章（天皇家家紋）」は十六弁の一回重ねの三十二弁「八重菊紋」として認識されているが、本来は、十字の三回重ねの三十二弁である事が「見聞諸家紋」群の菊紋の書き方の時代変遷から知ることができる。

⑨ 240番吉田の書きかけも写しているから、3本「無窮会叢本」は2本「昌平叢本」を写したものと推定される。

「井上頼国藏」「井上氏」「無窮会神習文庫」の印がある。

「国書総目録」にある、「無窮（玉籠一七〇校本一冊）」は26本無窮聞本である。本書及び22本「大尾本」の無窮会藏書が「三目録」に未記載である。

4本【標題】「見叢諸家文 全」
 【内題】「見叢諸家文」
 【内閣文庫 No. 和17857-1-157-220】
 （岡谷本）

【特記】

① 1本の完全に等しい写本である。ただし、抜紋11、欠名が2あり、245紋、288家が記載され、紋順は1本に同じ。抜紋11は「佐々木本」の第6・11帖に当たる。

② 冒頭・由緒③吉④菊⑤多田⑥鷹⑦安倍⑧填墨等は1本に同じ。但し、259番大河戸の「縁取り菊紋」は、「十字の三回重ね」の特徴が全

く薄れる。

⑨ 「太政官文庫」「大日本帝国図書」「日本政府図書」「内務省図書記」「内閣文庫」の藏印がある。番号は、7857-1-157-7から和17857-1-157-220に替わっている。

贋写

【後書】「明治八年1875第一月以天文八年佐々木秀勝親写本写本

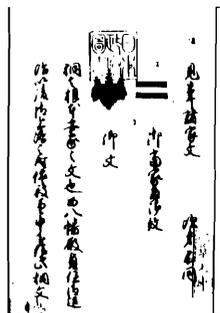
七等出仕岡谷繁実 丸印

5本【標題】「室町家諸家紋」
 【内閣文庫 No. 和116391-1-157-236】
 【内題】「見叢諸家文」
 （内閣叢本）

【特記】

① 佐々木本と異なる系列の「見叢諸家文」の写本である。

【図13】 「内閣叢本」冒頭様式



冒頭様式は、4本迄の佐々木本〇「將軍家三紋型」から変わり、1番「二引領紋」を御当家惣御紋とし、

3番御紋に「五七桐紋」を掲げ、

2番御当家惣御紋の「乱れ桐紋」と二引領の文字を欠き、

○「將軍家三紋型」となっている。

これは、祖本や1本の冒頭様式の「二引領」追加を読み切れずに解説書きしようとして、解釈を誤ったものと考察される。1番「二引領紋」は名称「二引領」であるにも拘らず、2番「乱れ桐」紋の名称「御当家惣御紋」を1番「二引領紋」に付した事は、大変な錯誤である。以後の「見聞諸家紋」群の冒頭様式に相当の影響を与えている。

3番御紋に「五七桐紋」を掲げ、1本の畏敬空紋を解説したのは正しい。

「御紋由緒」は1本と同一の○「古型由緒」である。

② 紋家総数以下1本に同じ。ただし、写本の中には無かった5番松皮菱91番正田125番岩田が、後日の「注貼り紙」によって初めて挿入される。又、一部の紋に1本及び「見聞諸家紋」と校合して「注貼り紙」が付き「本体は此ようにて候」と書かれている。

「注書き」は、少数の氏名のルビなど極めて少ない。

③吉④菊⑤多田⑦安倍⑧填墨等は1本に同じ。

④の29番大河戸氏の「縁取り菊紋」は、「十字の三回重ね」の特徴が全く薄れている。

⑤の「牡丹」は一蕾三花で、「獅子」「梶」ともに1本とはやや異なる。

155番多田氏の画型は「獅子」の系列が1本「佐々木本」・6本「神宮本」・7本「東大本」が同一で、5本のみ異なっているから、1・6・7本の獅子が祖本「見番諸家文」に近い事になる。

⑥「杏葉紋」にやや古型の三種ある。1本及びイ本と異なる古型「鷹羽

紋」がある。

⑨ ②～⑥から、写本原本は祖本からやや解說的に進んだ物である。古型「鷹羽紋」の画型は、江戸初期慶長頃に用いられた画型であるから、原本はその頃の写本であろう。

全体として、1本に酷似しているがやや解說的になっている。「後書」が無いのは、祖本の形式であったと思われる。

蔵印は、「浅草文庫」「日本政府図書」である。函号は、1754-1～1757から157-236に変わっている。

「後書」 ナシ。

6本「標題」「見聞諸家紋 大草相伝永正本完」。

「神宮文庫 No. 7-1527-1」
「内題」「見聞諸家文」。
(神宮本)

「特記」

① 「永正本」系「見聞諸家紋」の中では、5本と共に「紋」に「文」を使う紋帳で、共に幕府「見番諸家文」祖本から立雪斎が写本した「永正本」原写本に「最も近い現存写本」とはほぼ確定できる。

冒頭様式は、「佐々木本」と異なる○「改將軍家三紋型」に続き、○「イ型改定由緒」となっている。

○「改將軍家三紋型」は、將軍家の使用三紋を並立するが

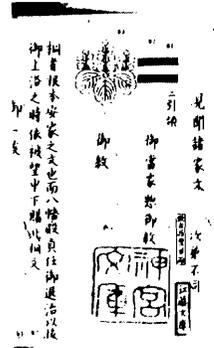
1番二引領に「二引領紋」、

2番御当家惣御紋の「乱れ桐紋」を空紋、

3番御紋には將軍家定紋「五七桐紋」を掲げている。

ただし、立雪斎は5本と同様に、祖本の冒頭様式の解釈を誤っているように見える。

〔図4〕 「神宮本」冒頭様式



何となれば、「二引領紋」の下に小さく「二引領」大きく「御当家惣御紋」と記載しているからである。將軍家の用いた種々の「乱れ桐紋」を総称して「御当家惣御紋」として記載していた祖本「見番諸家文」の意図を読めず、祖本の「多花の桐」「御当家惣御紋」の表示について、「御紋」「五七桐」を乱雑に書いたと誤認したと推察される。

これらの事から、祖本の冒頭様式は、「見番諸家文」編集完了後に、1番「二引領紋」と二引領とを書き入れたために、1本の通りにヤヤ異常な体裁になっていた事を証明し、従って1本が忠実な写本である事を証する。

繁澤立雪斎は、祖本のヤヤ異常な体裁を正して記載しようとして、その解釈を誤まっているが實に惜しまれてならない。この「改將軍家三紋型」は、「永正本」系「見聞諸家紋」の基本となり、御当家惣御紋・御紋の両名が消え「二引領」の名のみ残る「新將軍家二紋型」にまで変形する。

「解説」はない。

「永正本」系「見聞諸家紋」の中では、家紋毎の解説は一番少ない。

解説は少数の家の在地と官職とルビその他に、各家の出自を加えるが極少ない。

② 257紋、308家が記載され、紋順は「佐々木本紋順」であるが、装丁時の綴じ違いが 106番以降甚だしいが、誤綴は写本原本大学氏本のものである事が判る。

初めて202番折正が記載される。7本には202番折正となっているが202番に家名が記載されるのは6・7本のみである。折正・折正ともに「日本姓氏大辞典 太田亮」に無く、本論文では折正を用いる。

③ 名16番吉見を「吉見」とする初本である。「立雪斎自筆本」の通りと推定される。

④ 22番設楽の菊紋は16弁であるが30番楠大河戸氏261番菊紋は16弁より少なく、大河戸氏259番菊紋は古型「十字の三回重ね」の特徴をやや失っている。

⑤ 36番長弥の画型は正である。

155番多田「獅子牡丹」156番諏方「三つ葉梶」を書き分けて正しい。「獅子」が崩れている1本の「獅子」と異なるように見えるが、1本の「獅子」とその特徴が似ており、祖本の詳しい型を示すと推定できる。「牡丹」は一蕾一花で1本とは異なっている。

⑥ 「杏葉紋」が形式化された江戸時代型である。「鷹羽紋」の248番中村は最古型の「縦線黒縞」、171番田村、178番美馬は古型「黒縞」であり、江戸型「三線縞」のものは無く、1本「佐々木本」と同一である。

〔紋画16〕155番多田「獅子牡丹」



〔紋画17〕156番諏方「三つ葉梶」



⑦ 184番安部は「五五桐に安」である。57番香河が6本とともに「三つ並び左巴」である（7本を除き、1本を始め「見聞諸家紋」群は皆「月に八曜」型）が、誤ではない。

⑧ 「填墨紋」を主体として、全体として1本と酷似しているが、丁寧に清書した紋帳である。立雪斎原本は優れた写本であったと認定できる。

⑨ 6本「神宮本」の写本原本大学氏本は、「永正七年立雪斎自筆本」に極めて近い写本であったと考察される。

6本「神宮本」の冒頭の将軍家御紋は、誠に豪華華麗で、「見聞諸家紋」群随一であるが、京都高台寺豊公廟に見られる「桐花」である。

また、日光の含満ヶ淵に在る吉見氏墓碑*（寛政17年）の華麗な「五七堂桐」と同一の「桐花」である。

永正本填墨紋帳中、6本と8本「静嘉堂本」の「後書」の末尾が「下書了」である。

この紋帳は「したがき」物ではないので「くだしがきおわんぬ」と読み、立雪斎は幕府から下されて、応仁之乱で兵馬倥傯の間に見聞きして書いた「見聞諸家文」を書き直したり紋家の出自を書き加え、その中で「菴

を「聞」に、「吉」を「吉見」に、「願」を「望」などわかり易く書き替えて清書したと推定できる。

蔵印は、「江藤文庫」「徴古館農業館」「神宮文庫」の三印である。

〔後書〕「永正七年庚午三月十七日 於立雪斎 下書了」

右大学氏所蔵 寛政癸丑 1739 歳冬日写之

7本〔標題〕「見聞諸家紋 全」。「東大史料編纂所 No.2075-1241」

（東大本）

〔内題〕「見聞諸家文」。（「彰考館本」の謄写本、後「彰考館本」は

焼失）

〔特記〕

① 「永正本」系「見聞諸家紋」の中では、「見聞諸家文」の5紋本及び6本と共に「紋」に「文」を使う古型本系の紋帳である。

冒頭様式は、6本に同じ○「改將軍家三紋型」○「改定イ型由緒」である。

② 総数257紋303家である。紋順は「佐々木本紋順」である

「永正本」系「見聞諸家紋」の中では、解説は一番少ない。

③ 名16番吉見を「吉見」と記載している。「永正本」系「見聞諸家紋」共通である。

④ 「菊紋」は16弁でないものがある。大河戸氏の「菊紋」は1本と同じの「菊紋」の「古型」、「十字の三回重ね」の特徴を示す。

⑤ 36番「長彌氏紋」の画型は正。



1本の画型の155番多田の「獅子」と、1本の画型の156番諏方の「梶」を併せて一紋とし、155番多田156番諏方とする誤を冒す初本である。

6本を除く「永正本」系写本共通の誤写の初めと言え、写本の時、「牡丹」に「梶葉」が重なるズレが生じて誤ったように見える。

⑥ 「杏葉紋」がやや古型を失っている。「鷹羽紋」の248番中村は最古型の「縦線黒縞」171番田村〜178番美馬は古型「黒縞」であり、江戸型「三線縞」のものは無く、一本と同一である。

⑦ 184番安部は「五五桐に安」である。57番香河が6本とともに「三つ並び左巴」である（1本を始め「見聞諸家紋」は皆「月に八曜」型）。

⑧ 「填墨紋」を主体として、全体として1本と酷似している。

⑨ 「菊紋」の「古型」「十字の三回重ね」や杏葉紋の画型を比較するに、6本「神宮本」より7本「東大本」が古く、7本「東大本」及びその写本原本である「彰考館本」は、「永正七年立雪斎自筆本」により近い写本であった事が推定される。

「永正本」系「見聞諸家紋」の後書に「下書了」「下書之」の三字と

「下書」「書了」の二字の二つの系があるが、7本は6本「神宮本」8本「静嘉堂本」とともに三字系である。

三本の内容から6本「神宮本」7本「東大本」8本「静嘉堂本」が「永正本」系「見聞諸家紋」の原本「永正七年立雪斎自筆本」に「最も近い現存写本」であるとはほぼ確定できる。

修史局・東京帝国大学図書印・史料編纂所図書之印・東京大学図書之印がある。

〔後書〕「本云 永正七年庚午三月十七日 1510.3.17、於立雪斎

下書之（之）は「了」ではなかったろうか・論者注）

明治八年 1875 七月編修副長官重野安禔関東六縣出張ノ時水戸彰考館文庫管理者 津田信存ニ託シ其館本ヲ以テ謄写ス」

8本 [標題] 「見聞諸家紋」 [内題] 「見聞諸家紋」 [静嘉堂文庫 No. 13761-1-80-6] (静嘉堂本)

〔特記〕

① 「永正本」系「見聞諸家紋」群の中で、初めて「文」に「紋」を使い「見聞諸家紋」となった紋帳である。

冒頭様式は、6本と同じ○「改將軍家三紋型」○「改定口型由緒」である。

② 3番「御紋」の「五七桐」と202番折正が記載され、「二引領紋」の名が2番御当家物御紋と変わり、2番「乱れ桐紋」が欠紋となっている。

総数256紋303家である。紋順は、170番から181番の12紋4枚に誤綴があり、

9本以降の縁取紋永正本に多く見る「蜷川本紋順」である。

「永正本」系「見聞諸家紋」群の中では、解説が一番少ない。

③ 名16番吉見を「吉見」と記載している。「永正本」系に共通である。

④ 「菊紋」は16弁でないものがある。大河戸氏の「菊紋」は16弁であるが「十字の三回重ね」の特徴を示さず、全体に「菊」の画型が雑である。

⑤ 36番「長彌氏紋」の画型は正。

156番諏方を、155番多田の「獅子牡丹」に誤っているが、4本の誤りと異なり、155番多田そのものを156番諏方とした初本である。

6・7本を除く「永正本」系写本に共通となる誤を冒した理由は、「彰考館本」から写本の時、「牡丹」に「梶葉」が重なるズレに気付き、記載されている「獅子牡丹」の紋名に基づき、「梶葉」を「牡丹」に戻したと

〔紋画―9〕 155番多田156番諏方（誤紋）



推測される。

⑥ 「杏葉紋」が江戸型である。「鷹羽紋」は古型「黒縞」であり、江戸型「三線縞」のものはない。

⑦ 184番安部は「五五桐に安」である。57番香河が1本と同じ「月に八

曜」である。

⑧ 「墨填紋」を主体として、全体として1本に酷似している。

⑨ 「永正本」系「見聞諸家紋」の後書に「下書了」「下書之」の三字と「下書」「書了」の二字の二つの系があるが、本帳は三字系の「下書了」である。

填墨紋帳最終の8本「静嘉堂本」は、9本以降の縁取紋帳「見聞諸家紋」群の原型となる特徴がある。

「国書総目録」に、「静嘉（安齋叢書二五）一冊」とあるが、安齋叢書本ではない。

〔後書〕本云 永正七年庚午三月十七日 1510.3.17. 於立雪齋 下書了

9本〔標題〕諸家紋帳 完。 〔岩瀬文庫 No.7173-98-32〕

〔内題〕見聞諸家紋。 (蜷川本)

〔特記〕

① 8本「静嘉堂本」と異なる点は、初めて5番松皮菱125番岩田が記載され、古型「填墨紋」が新型画法の「縁取紋」となる事である。

紋型がほぼ江戸時代からのものに改まり、解説が多く、紋及び紋家の理解に役立つなど、「見聞諸家文」の解説的性格を、8本までの「永正本」より詳しく持っている。

冒頭様式は、○「新將軍家二紋型」となり、紋名は1番二引両のみ書かれる。

紋下の空欄に

「源姓 八幡太郎 童名不動丸或源太從四位下陸奥守 号金迦羅殿 鎮守府將軍」

に始まり、

「・・・勅命五七桐紋免許故当家御紋五七桐一引西云々」

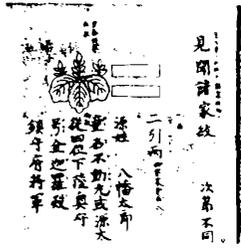
に終わる94文字の○「初期型解説」が初めて書かれ、続いて○「改定口型由緒」が記載される。武田氏紋にも「初期型解説」が付く。

各紋を「イ本」と比較している。「イ本」は「安斎叢書四」17本の写本原本である。校合した古型「鷹羽紋」の画型から判定できる。

ただし、古本「蝮川本、紋本文」は「イ本」と比較していなかった事が後書から判る。

② 8本に対して5番松皮菱武田菱125番岩田の三紋が加わり、総紋数261紋

〔図15〕 「蝮川本」冒頭様式



となる。

「佐々木本型紋順」を踏襲するが、170番から181番の12紋4枚に誤綴があり、9本以降の縁取紋永正本に多く見る「蝮川本紋順」である。

③ 姓16番「吉見氏」を「吉見」と記述する。

④ 「菊紋」は15から12弁で大河戸氏の159番「菊紋」はやや古型を失っているが、142番若槻に古型「菊紋」を掲げている。

⑤ 36番長弥の画型は正である。

156番諏方方を「獅子牡丹紋」とする誤を冒す。「牡丹」は「一蕾三花」である。

⑥ 「杏葉紋」「鷹羽紋」が形式化された江戸時代型である。

⑦ 184番安部は「五五桐に安」で書かれている。

⑧ 6・7・8本「永正本」の「填墨紋」に対して、9本以降の「永正本」系「見聞諸家紋」に共通である新式画法の「縁取紋」で書かれた初本である。

⑨ 9本は、「縁取紋永正本」群の原型となる諸要素(7本に加えるに、將軍家と武田氏の「由緒」「解説」の形式など)を持ち、縁取紋帳の中で唯一の「下書了」本である。

後書に、「紋本文は蝮川親世本である」とあるが、蝮川宮道親世は代々の幕府政所代家の十二代で親俊とも言い、政所の文書・動静に係る日記を残して有名である。永禄十二年一五六九に出羽で歿している。

案ずるに、応仁之乱直後に、祖本「見眷諸家文」を整理した室町幕府政所代(評定所執事代)蝮川親元の曾孫親世は、「見眷諸家文」について知られていたが、16世紀中葉では、既に祖本「見眷諸家文」は散逸しており、「本下書了永正本」を元に、当時漸く流行し始めた画型によって「古蝮川本、縁取紋下書了永正本」を作成したものと考察する。

後書にある、別筆「又本下書永正本」によるイ本との校合と又別筆「謹結佐々木本」の加筆は後代のものであると推定する。

ここに、「古静嘉堂本、填墨紋下書了永正本」もまた同時に親世の作である可能性を提示したい。

何となれば、両本ともに、初めて同一の変佐々木紋順を誤って用い、初めて156番諏方を「獅子牡丹紋」とする誤写を冒す「填墨紋帳」・「縁取紋帳」となっているのみならず、「填墨紋帳」から「縁取紋帳」へ及び古型「黒縞鷹羽紋」から江戸型「三線縞鷹羽紋」への転換が戦国末期から江戸初期に一齐に出現することを証明できるが、親世在世の永禄年間頃、両画法を対校できる両本を作成した人物がいたと推察する事が至当であるからである。

9本 蜷川本は、文化十一年一八一四鳥居吉武の写本になるもので、蜷川親世古本に「イ本」との校合その他の注釈が付加されているが、「紋本文（古蜷川本）」の初期の形を伝えていると考察する。

〔後書〕「本云 永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 下書了

又一本 永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 下書

私考足利將軍義尹時代也

古筆本ニ云 天文八年卯月十九日 佐々木秀勝

抑此東山殿御時代見聞之紋本文蜷川大和守宮道親世本也」

（蜷川宮道家について、宝歴四甲戌年一七五四初夏親豊親文、寛政五癸丑年一七九三八月親常のほか、寛政十二年一八〇〇八月関惟文化十一年一八一四鳥居吉武などの写本記事がある）

10本「標題」「紋畫」。「内題」ナシ。「書陵部白石本」

国会図書館本「標題」「見聞諸家紋」。「内題」「紋畫」。「No. W194-5」。

〔特記〕

① 元禄十一年一六九八頃、新居白石の写本である。

〔図16〕 「白石本」冒頭様式



冒頭様式は、○「新將軍家二紋型」で紋名は全く空欄のまま、次いで○「改定口型由緒」に「故当家御紋五七桐二引西云々」の13字が続き、「解説」は無い。

武田氏紋には、5番松皮菱のみで武田菱は無く、「解説」が付く。

② 10本は、8本「静嘉堂本」に対して5番松皮菱125番岩田の二紋が加わり、総紋数260紋となる。

「紋順は「蜷川本紋順」である。

③④⑤⑦⑧は9本と同一である。

④ 「菊紋」は15から12弁で大河戸氏の159番「菊紋」は全く古型を失っている。

⑨ 標題に「見聞諸家紋」の名を欠き、「紋畫」を標題とし、「將軍家二紋」に紋名を全く記載しないなど、冒頭様式は意外に見える唯一の紋帳と言える。しかし、白石の博識を考慮すれば、経見した「諸家紋畫（紋畫と

は当時紋帳の意に用いられていた)「丹嶋城」の冒頭様式には、6本「神宮本」「特記」①に記述の通り、錯誤があると判断して納得できずに、「見聞諸家紋」の名を用いず、「紋盡」の名を用い、「將軍家二紋」に紋名を書かない新形式を提案した事が考えられる。

白石の経見した「諸家紋盡立雪斎藏」は、156番諏方の誤紋を採録しているから、「古静嘉堂本」「古蜷川本」の二本である。「彰考館本」さえ見えておれば、156番諏方神家の「三つ葉梶紋」を知らぬ筈はなく、156番多田と書き分け誤りを冒す事はなかったと考察する。

〔後書〕「永正七年庚午三月十七日於立雪斎書了源君美(新居白石)写角印」

11本〔標題〕「室町殿諸士之紋 全」。

〔内閣文庫 No.和16392-1-157-7〕

〔内題〕「見聞諸家紋」。

(享保19年本)

〔特記〕

① 9本とほぼ同一である。

261紋 36家が記載され、紋順は「蜷川本紋順」である。

②③④⑤⑥⑦⑧ 9本と同じ。

④ 「菊紋」は15から12弁で、142番若槻 232番宇津木は16弁であるが、大河戸氏の159番「菊紋」は古型を失っている。

⑤ 36番長弥の画型は異である。155番多田を156番諏方として誤。「牡丹」は「一蕾三花」で9本と同一である。

〔後書〕「本云 永正七年庚午三月十七日 於立雪斎 書了」

享保十九年(1734)迄二百九四年 藤国

(実は二百二十四年になるが、藤国が享保十九年に写本したとの意であろう)

右青木文蔵上リ「大岡越前守 上ル」

27本〔内題〕「見聞諸家紋」。

「大東急文庫 享保十九年写本」。

〔特記〕

11本と同じ。

12本〔標題〕「見聞諸家紋」。

「書陵部 No.9418-1-208-61」

〔内題〕「見聞諸家紋 東山殿時代諸家之紋帳也 校合本」。(松岡本)

〔特記〕

① 全体に9本と同一である。「初期型解説」に加注がある「加注解説」になっている。イ本佐々木本との校合がある。

②③④⑤⑥⑦⑧ 9本と同一である。ただし、菊紋が古型を失いやや鬼菊になる。

⑨ 後書の「將軍義澄公ノ時也」は、「將軍義尹(種)公ノ時也」の誤である。

「右稿本ノ奥書ナリ」とあるは、12本松岡本に写本原本のあった事を述べ、かつ、その原本は「書了本」と「下書本」及び「佐々木本」との校合本である事が分かる。

「右稿本」は、「イ本」及び「佐々木本」と校合した中期蜷川本である可能性がある。

〔後書〕「本云 永正七年庚午三月十七日 於立雪斎 書了 イニ

下書

永正七年八百五代後柏原院ノ年号也將軍義澄公ノ時也

古筆本ニ云 天文八年卯月十九日 佐々木秀勝 判

足利將軍時代於于評定所改之悉次第不同書頭于是

右稿本ノ奥書ナリ

13本 [標題] 「東山殿紋帳」。

[内題] 「見聞諸家紋 東山殿時代諸家之紋帳也 校合本」。

(東山殿本)

[特記]

① 12本と同一。佐々木本・イ本と校合。

②③④⑤⑥⑦⑧ は9本と同じ。ただし、菊は古型を全く失っている。

⑨ 「古屋策」「故椀原芳楚納本」「東京図書館藏」の藏印がある。

12本「松岡本」と同一の写本原本からの写本である。ただし、12本「松岡本」は校合・後書ともに書き落としが無く13本「東山殿本」より良本であり、同一内容であるが14本「類従本」より13本「東山殿本」の方が秀作である。

光教は、「後書」の「將軍義澄(実は義植)公ノ時也」の誤について詳説している。

[後書] 「本云 永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 書了 イニ

下書

永正七年八百五代後柏原院ノ年号也將軍義澄公ノ時也

古筆本ニ云 天文八年卯月十九日 佐々木秀勝 判

文化六年(1809) 九月下旬 光教写

14本 [標題] ナシ。 [群書類従 卷四百廿四 武家部廿五]

[内題] 「見聞諸家紋」。(類従本)

[特記]

① 全体に9本と同一で、ただし54番神保が写本されていない。佐々木本・イ本と校合。「加注解説」の注を文中に加えて97文字の解説とした「改定解説」である。土岐氏・武田氏も同じく「改定解説」となっている。
② 260紋 305家を記載し、紋順は「蜷川本紋順」に197番以前に数枚の誤綴がある。③④⑤⑥⑦⑧ は9本と同じ。ただし、菊は古型を全く失っている。

⑨ 校合本は、校合部分を朱筆とすることを例とするが、「類従本」は墨である。

後書に「佐々木本及び松岡辰方本と校合を畢る」の説明があるが、12本「松岡辰方本」そのものである。しかも、12本「松岡本」の「本云 永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 書了 イニ下書」が欠落し、校合畢るとも言えない「可」本である。

[後書] 「足利將軍時代於于評定所改之悉次第不同書頭于是

佐々木本奥書 天文八年卯月十九日 佐々木秀勝 判

右諸家紋帳以佐々木本及松岡辰方本校合畢

[註] 「公文書館」「国会図書館」「慶応大学斯道文庫」「無窮会図書館」「静嘉堂文庫」に、「群書類従 卷四百廿四 武家部廿五 見聞諸家紋」の版本がある。

15本【標題】「諸家紋帳 全」。「岩瀬文庫 No. 11249-98-40」
 【内題】「見聞諸家紋」。(岩瀬聞本)

【特記】

① 9本とはほぼ同一である。但し、後書に「以佐々木本松岡辰方本校合」とあるが、「佐々木本」とどう校合したのか不明である。他の校合本には対比紋がある。

冒頭様式は、○「新將軍家二紋型」の下欄に○「初期型解説」が書かれ、続いて○「改定口型由緒」が続く。

② 260紋306家が記載され、欠紋は2番当家惣御紋5番武田菱、欠名は1番二引両2番当家惣御紋3番御紋44番杏葉紋208番折疋である。

紋順は独特で「昌平本紋順」とする。

③⑥⑧ は9本に同じ。

④ 「菊紋」は15から12弁で、142番若槻232番宇津木は16弁である。古型を失う。

⑤ 36番長弥の画型は異である。155番多田を156番諏方として誤。「獅子牡丹紋」は10本に同じである。

⑦ 「五七桐」。

⑨ 岩瀬文庫の蔵印がある。内容と後書とが合わないが、良い写本である。

【後書】「本云 永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 書了」

佐々木本奥書 天文八年卯月十九日 佐々木秀勝 判

足利將軍時代於于評定所改之悉次第不同書顯于是丙子（ハナニ十川帝
 1816?）秋□八月望 以佐々木本松岡辰方本校于竹亭清処□見群書

類從卷四百二十四

16本【標題】「見聞諸家紋」。「内閣文庫 No. 和23284-1-157-238」
 【内題】「見聞諸家紋」。(田中本)

【特記】

① 全体として、二五本とはほぼ同一である。

② 260紋306家が記載され、紋順は「昌平本紋順」である。

③⑤⑥⑦⑧ 前本15本と同じ。

④ 「菊紋」は15から12弁で、142番若槻は16弁である。159番大河戸氏の「菊紋」は全く古型を失っている。

⑨ 昌平坂学問所・浅草文庫・日本政府図書への蔵印がある。番号は、23284-62-9-1から23284-1-157-7、和23284-1-157-238に替わっている。

良い写本である。

【後書】「本云 永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 書了」

昌平坂 文政丙戌九年 1826の印 田中文三郎藏

（文政九年は写本の年ではなく、昌平坂に蔵本の年である。）

29)

17本【標題】「安斎叢書 四」。「つくば大 No. 1320-1」
 【内題】「見聞諸家紋」。(安斎叢書 四)

【特記】

① イ本系の紋帳である。

冒頭様式は、○「新將軍家二紋型」の下欄に

「源姓 八幡太郎 童名不動丸或源太從四位下陸奥守 号金迦羅殿 鎮守府將軍」に始まり、

「・・・勅命五七桐紋免許故当家御紋五七桐一引西云々」

に終わる歯文字の○「改定解説」が書かれ、続いて次の○「新型由緒」が続く。

「桐者根本安倍家之紋也而以後御上洛之時依被望申下賜此桐紋」
「解説」に書かれていて重複する部分を簡素化して合理的である。

〔図一〕 「イ本系」冒頭様式



しかし、安倍氏が古くからの「一字尊称家」である事と、「見聞諸家紋」の形式は「古型由緒」を元に「解説」が書かれたものである事が忘れられた結果と推察する。

② 261紋 300家が記載されているが、第十七帳目表にある170番能勢171番田村178番美馬181番越智の6紋の下に紋家名を記載していない。

「蜷川本紋順」の197番以前に数枚の誤綴があるが、同様の紋順本があるので「安齊本紋順」とする。

③④⑦⑧ は9本に同じ。

⑤ 36番長弥の面型は正である。「獅子牡丹」を156番諏方として誤。崩し「獅子牡丹」で「牡丹」は「無蕃三花」である。

⑥ 「杏葉紋」は形式化された江戸時代型であるが、「鷹羽紋」は248番中村171番田村178番美馬は古型「黒縞」であり、他は江戸型「三線縞」となっており、他の「イ本」校合紋帳の校合「鷹羽紋」と同一である。

⑨ 「後書」に「永正七年云々」がなく「云々足利將軍義尹時代」から書かれているが、校合紋帳に「イに下書」と記されているから、イ本系はその前行に「永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 下書」の一行があった筈である。

その「下書」が書かれていないのは、写本者刑部が「下書」を「したがり」と読み、その文字を嫌ったものである。

26本山人本ものには正しく「下書」と書かれている。

24本軍器考本には「書了」とあるが、「下書」であったものを嫌って「書了」とした疑いがある。

〔後書〕「布引雪齋云足利將軍義尹時代

天明八年」戊申十月十八日 刑部源左檀子（写本したの意であろう）

18本〔標題〕「神風安齊叢書 二四」。「公文書館 218-26」

〔内題〕「見聞諸家紋」。

19本	〔標題〕「安齊叢書 二五」。	〔国会図書館 427-4〕
	〔内題〕「見聞諸家紋」。	
20本	〔標題〕「安齊叢書 二五」。	〔津山郷土館 〕
	〔内題〕「見聞諸家紋」。	
21本	〔標題〕「安齊叢書 一六」。	〔公文書館 153-279〕
	〔内題〕「見聞諸家紋」。	

〔特記〕

18～21本の安齋本は、「布引雪斎云足利將軍義尹時代 天明八年戊申十月十八日刑部源左檀子」の後書が付き、写本者の筆致の違いはあるが、第十七帳目表にある6紋の下に紋家名を記載していない所まで17本と全くの同一本である。

所が、「右の諸家紋帳一冊は永正に記するところ相違之なく・・・此書は以て珍重すべき也」と貞丈が添書した25本山人本を写本採録していないのである。

室町幕府政所執事伊勢貞親の十一代の孫、「神風安齊叢書」の編者伊勢平藏貞丈は、何故「右諸家紋帳一冊者永正所記相違無之」と判定した本を採録しないのであろうか。

案ずるに、貞丈の添書が事実ならば、伊勢家には「見嘗諸家文」に関する言い伝えが全く残っていないかつた事になる。

22本	〔標題〕「玉籠」。	〔無窮会図書館 No.9-7-13390〕
	〔内題〕「見聞諸家紋 全」。	〔大尾本〕

〔特記〕

① 17本にほぼ同じ。ただし、259、260番大河戸261番石井を記載していない。

② 258紋 304家の記載になる。「安齊本紋順」である。

③⑦⑧ は17本に同じ。

④ 「菊紋」は「鬼菊」となり15から12弁で、142番若槻は16弁である。古型を失う。

⑤ 36番長弥の画型は正。155番多田を156番諏方として誤。「獅子牡丹」は7本崩しの画型で、「牡丹」は「無蕃三花」である。

⑥ 17本に異なる点は、「鷹羽紋」の248番中村のみ江戸型に変わる。

⑨ 大尾の写本したものであるが、大尾は「神風安齊叢書 二四」の表紙にも署名を残している。

〔後書〕に「永正七年云々」がなく、「足利將軍時代於于評定所改之云々」と書かれているが、イ本系は「於立雪斎下書」であるから、写本者大尾は「下書」を「したがり」と読み「下書」の文字を嫌ったものである。24本に同じ事が言える。

「国書総目録」などに未記載の「見聞諸家紋」である。

〔後書〕「足利將軍時代於于評定所改之 悉次第不同 書類于是見聞諸家紋 大尾」

23本	〔標題〕「見聞諸家紋」。	〔書陵部 No.8125-1-207-850 松岡文庫〕
	〔内題〕「見聞諸家紋」。	〔大尾松岡本〕

〔特記〕

①～⑧は22本に同じ。

⑨ 「後書」の「大尾 松岡」の意は、大尾の写本「無窮会図書館 大尾本」を松岡が再写本した事を表す。

〔後書〕「足利將軍時代於于評定所改之 悉次第不同 書顯于是

見聞諸家紋 大尾 松岡

24本〔標題〕「見聞諸家紋 全」。 「内閣文庫 No. 和7857-1-157-235」

〔内題〕「見聞諸家紋。」 (軍器考本)

〔特記〕

①～⑧ 冒頭様式・紋順など全て22本に同じ。ただし、44番杏葉紋が抜紋である。したがって260紋 305家の記載になる。156番諏方の「獅子牡丹」は独特な画型で、「牡丹」は「無菫三花」である。

⑥ 22本に異なる点は、「鷹羽紋」が全て江戸型に変わる。

⑨ 「後書」に「此書軍器考之序目之内引用」とあるが、ここに言う「軍器考」が宝永七年〔1790〕に新井君美白石が著した「本朝軍器考」であるならば、このように新式の内容になっている。「見聞諸家紋」を白石が見たかどうかは疑問である。

理由は10本「白石本」の項で述べている。

17本以降イ本系「見聞諸家紋」は、「後書」に「云々足利將軍義尹時代」と書いて、「下書」の文字を嫌っているが、同じ発想があるように感じる。

26本無窮会聞本にも本来は「下書」と書かれていた筈である。

〔後書〕「永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 書了

此書軍器考之序目之内引用」

25本〔標題〕「見聞諸家紋 完」。 「国会図書館 No. 和288.6-3」

〔内題〕「見聞諸家紋」。 (山人本)

〔特記〕

① 24本にほぼ同じ。261紋 306家が記載される。「安斉本紋順」である。

② 24本に同じ。ただし、貞丈記文原本から文政八年〔1825〕に間鐘山人が写本するに際して、加筆訂正した紋帳である。

③⑥⑦⑧ は24本に同じ。

④ 「菊紋」は15から12弁で、142番若槻 232番宇津木は16弁である。古型を失う。

⑤ 36番長弥の画型は正である。156番諏方としている誤紋の「獅子牡丹」は三本を明瞭にした画型で、「牡丹」は「無菫三花」である。

⑨ 後書の伊勢平藏貞丈の記文は、「見聞諸家紋」群の系譜上、貞丈の誤認である。

貞丈が記文した紋帳が25本の古山人本であるイ本の直写本であった場合は、貞丈は誤認するであろう。

何となれば、「安斉・神風両叢書」の内容から貞丈が「見聞諸家文」・「下書了系及び書了系」「見聞諸家紋」を全く見ていないと思われからである。

しかし、25本が伊勢平藏貞丈の編集した「安斉・神風両叢書」に採録されていない事と合わせて、貞丈が記文したかどうかについて疑問を呈するものである。

又、「永正七年〔1510〕者去安永九年〔1802〕二百七十年也」なるを誤っている。

〔後書〕「永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 下書

私考足利將軍義尹時代也

右諸家紋帳一冊者永正所記相違無之尤可引拠者永正七年者去今年二百六十六年也舊記伝及今日幸甚無過之誠可喜武家故実書尤稀此書以可珍重也

安永九庚子年 1780 正月三日

余所記四季艸尤所引此諸家紋帳也 伊勢平藏貞丈記

文政八 1825 乙酉年正月十三日写之 間鐘山人行年五十

八歳

26本〔標題〕「見聞諸家紋」。

〔内題〕「見聞諸家紋 全。」

〔無窮会圖書館 No. 211-丙-9 408〕
(無窮会聞本)

〔特記〕

①～⑧ 冒頭様式・紋順など全て二冊本に同じ。

⑨ 26本の写本年は天保八年1837で最も新しい部類に属する。画型内容後書は諸書を繙き最良のものを採録したと判定できる。イ本系「見聞諸家紋」の中で、最も画型が秀、かつ、佐々木本イ本との校合が最も詳細である。

「於立雪齋書了」は、本来は「於立雪齋下書」である。

〔後書〕「永正七年庚午三月十七日 於立雪齋 書了

立雪齋ハ安芸毛利家人繁澤氏也當時ノ故実者也 安斎随筆

永正七年ハ後柏原天皇御代義尹將軍再任在世之内也

天保八年1837丁酉七月 写

稿本奥書 足利將軍時代於于評定所改之悉次第不同書類于是

佐々木本奥書 天文八年卯月十九日 佐々木秀勝 判

28本〔標題〕「見聞諸家紋」。(内田本) 未見 「島根大学図書館」

おわりに

評定9項目による判定は、「系譜の概要」の通りであるが、全項目でない限り万全では無いと言う問題を残す。統計学では「信頼度」の計算を行うが、本判定は数値によれなかつたので計算が出来ない。

「信頼度」は、80%の時に事象をよく説明すると評価し、90%以上の時に事象を大変によく説明すると評価する。

「系譜の概要」は、筆者の経験上の勘では、「信頼度」90%は維持していると感じている。

(あきた・しろう 日本都市計画協会評議員)